

県立総合射撃場オープニング式典等準備業務 仕様書

1 業務概要

本業務は、令和6年6月1日（土）（予定）に実施する県立総合射撃場オープニング式典（以下、「式典」という）において、ステージ等その他必要となる各資機材の搬入、搬出、設営及び撤去、式典当日の運営補助等を行うものである。

2 業務期間

契約締結日から式典等開催後の6月7日（金）までとする。

3 式典等開催日時（予定）

令和6年6月1日（土）

- ・式典 10:00～11:00
- ・内覧会 11:00～12:00

※いずれも予定であり、変更となる場合がある。

4 会場

- ・県立総合射撃場管理棟内（三木市吉川町福井 523 番地 6）
会議室内にステージ等を設営

5 出席者

- ・100名程度（想定：国・県・市議員、県・市関係者、地域住民・団体等）

6 次第案

(1) 式典

- ① オープニング演奏（吉川太鼓）
- ② 開会（開式宣言）
- ③ 知事挨拶
- ④ 来賓祝辞（三木市長、県議会議長）
- ⑤ 来賓紹介
- ⑥ 祝電披露
- ⑦ 愛称披露
- ⑧ 鏡開き（知事、三木市長、三木市選出国會議員、県議会議長、農政環境常任委員長、地元代表）
- ⑨ 記念撮影
- ⑩ オープニング射撃
- ⑪ 閉会
- ⑫ 式典出席者向け内覧会施設披露・見学

(2) 内覧会

施設内を自由に観覧
(案内等は県において対応)

7 業務内容

(1) 企画・演出・進行管理

- ① 台本の作成
- ② 出演者との調整 (※出演者の選定、出演依頼は県が対応)
- ③ 出演者への謝金の支払い

[注意点]

式典における吉川太鼓について、謝金として3万円計上すること。

- ④ 司会者の選定、手配及び調整

(2) 運営管理

- ① 運営・警備マニュアルの作成 (※会場図、タイムテーブル、報道対応を含む)
- ② 出席者の受付、誘導
- ③ 内覧会の受付、誘導 (案内は県が対応)
- ④ 当日配布冊子作成 (プログラム等)、誘導サイン作成、備品の手配 (トランシーバー等)、スタッフの配置 (受付誘導、警備)

(3) 会場設営

- ① 式典会場準備
(ステージ舞台、照明、音響、看板設営、管理、運用及び撤去)
必要物品については、別添を参照のこと。

- ② 内覧会時
内覧の支障とならないよう①で設営した物品の撤去・移動

(4) その他

- ① 式典の円滑かつ安全な開催のために必要な業務
- ② 来場者等に対する必要なイベント保険への加入

8 中止について

- (1) 式典当日に、災害や天候不良等により中止する場合がある。
- (2) 中止の場合は当日連絡する。
- (3) 中止となった場合は、決定した時点での金額について協議のうえに変更契約を締結する。そのため、受注者は中止決定後直ちに、その時点までの金額を見積もり、その明細を発注者に提出するとともに、積算内容について説明すること。

9 設営期間について

設営については令和6年5月27日(月)9時から令和6年5月31日(金)9時まで

に完了すること。

また、撤去については、令和6年6月1日（土）14時から開始し、6月7日（金）17時まで完了すること。

※日没以降に設営・撤去を行う場合は、受注者において照明車等の設備を準備するなど、十分な照度を確保し、安全に留意すること。

10 その他

- (1) 別紙積算内訳書に基づき必要業務、物品等に要する経費を見積もること。（発注者との打ち合わせにより、数量・業務内容等に変更が生じた場合には、発注者と受注者とが協議のうえ、変更契約の対象とする。）
- (2) 受注者は、誠意と責任をもって業務を行うこと。
- (3) 強風等で設営したものが倒れることの無いよう、強風対策を十分に施すこと。
- (4) 式典本番日の会場内での作業においては、受注業者であることがわかるように、ユニフォームを着用または腕章を付け、作業を行うこと。
- (5) 作業中は、安全管理に十分注意すること。
- (6) 本業務着手後に生じた本仕様書に関する疑義については、その都度発注者と協議すること。また、本仕様書に明記されていない事項でも本業務を完遂するため当然に欠くことができないと考えられるものは、発注者の指示に従い完全に履行すること。
- (7) 設営・撤去等については、事前に詳細な打ち合わせを発注者とする。
- (8) 施設賠償責任保険に加入すること。
- (9) 本委託業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を起債した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し全ての責任を負うものとする。